

東京都公報

発行
東京都

目次

68

規則

- 東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）…
- 農地法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…三
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…五

規則

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ト中「ホまで」を「ヘまで」に、「ヘ(1)ア」を「ト(1)ア」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「及びハ」を「ハ及びニ」に改め、同号ハからホまでを同号ニからヘまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が認める者（経営

農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等に係る十年後の農業経営の継続意向及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になつており、それらを証する書面を区市町村に提出し、かつ、当該区市町村から生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

第二条第四号リ中「第一号ヘ(1)及びト」を「第一号ト(1)及びチ」に改める。
別表第一 五の項中「ハに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等」の下に「、継続的農地利用者」を加え、「集落営農組織等に限る。」を「集落営農組織等に限る。」に改め、同表一農業者等に係る貸付金の合計額の限度の欄中「第二条第一項第一号ヘ(1)及びト」を「第二条第一項第一号ト(1)及びチ」に、「第二条第一項第一号ニ」を「第二条第一項第一号ホ」に改める。

別記第二号様式中

融資機関 コード		区市町村 コード	

を

に、

融資機関 コード		区市町村 コード	

を

貸付 予定額 千円	貸付利率 %	利 子 補 給 率 %	貸付予定 年月日	据置 年月日	償還期限 年月日	償 還 方 法		回 数
						第1回 償還額 千円	第2回以降 償還額 千円	回

に

貸付 予定額 千円	貸付利率 %	利 子 補 給 率 %	貸付予定 年月日	据置 年月日	償還期限 年月日	償 還 方 法		回 数
						第1回 償還額 千円	第2回以降 償還額 千円	回

改める。

別記第三号様式中

融資機関 コード				区市町村 コード			

を

融資機関 コ一卜	区市町村 コ一卜

に、

[illegible]

を

に

に、

承認番号		
年度	使途コード	番号

を

承認番号		
年度	使途コード	番号

に改める。

別記第五号様式中

融資機関 コード		区市町村 コード		

を

融資機関 コード		区市町村 コード	

に

[illegible]

[illegible]

に

改める。○

別記第六号様式の一別紙計算書中

融資機関コード		

を

に改める。

融資機関コード	

[illegible]

に

改める。

別記第八号様式中

融資機関		区市町村	
コード		コード	

を

融資機関 コード	区市町村 コード

に、

[illegible]

[illegible]

に

改める。

別記第九号様式(甲)中「十丑」を「丑」に、

融資機関		区市町村	
コード	名称	コード	名称

を

融資機関 コード	区市町村 コード

に、

[illegible]

を

承認番号			貸付先住所	移動 年月日
年度	使途 コード	番号	貸付先氏名又は名称	

に改める。

別記第九号様式(乙)中「十」を「五」に、

融資機関	区市町村
コード*	コード*

を

融資機関 コード	区市町村 コード

に、

を

に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都農業近代化資金利子補給規則別記第二号様式から別記第五号様式まで、別記第六号様式の一別紙計算書及び別記第七号様式から別記第九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記第一号様式中

をに

別記第二号様式
1 面中

をにをに

「東京都農業委員会」を「東京都農業委員会」に改め、同様式2面（記載要領）中「申請土地の所

在する区域」欄、「意見」欄、「手続の状況」欄及び「知事の処分」や「申請に係る土地の所在する区域」、「意見」、「手続の状況」、「知事の処分」、「都市計画区域区

め、同様式2面要領(記載2中「規定する」の下に「農用地区域内農地、」を加える。

別記第三号様式
1面中

		当事者の別	氏 名	住 所	職 業
1 当事者の住所等	譲受人		都道	郡 町	番地
			府県	市 村	
	譲渡人		都道	郡 町	番地
			府県	市 村	
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地目	面積	利用 10a 当たり 普通収獲高
		登記簿	現況		所有権以外の使用収益権 が設定されている場合
				権利の 種類	権利者の氏 名又は名称
	郡 町 村				市街化区域・ 市街化調整 区域・その他 の区域の別
計		m ² (田)	m ² (畑)	m ² (採草放牧地)	m ²

に

当事者の別		氏 名	住 所			番地	
1 当事者の住所等	譲受人		都道	郡	町	番地	
			所県	市	村		
	譲渡人		都道	郡	町	番地	
			所県	市	村		
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在		地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名又は名称 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現 況	㎡		
	郡 町						
	市 村						
計		㎡	(田)	㎡	畑	㎡	採掘用地 (㎡)

改め、同様式2面要領(記載1中)、「「業」にその業務の内容を」を削り、同様式2面要領(記載中3及

び4を削り、5から7までを3から5までとし、同様式3面中

当事者の別	氏名	住 所	職 業
譲 受 人			
譲 渡 人			

に、

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

譲渡人の氏名	所	在	地 番	地 目		面 積 m ²	利用 状況	10a当たり 普通収獲高	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合 権利者の氏名 又は名称	権利の 種類
				登記簿	現 況					
計	筆	m ² (田			m ² 、畑			m ² 、採草放牧地		m ³)

隣接人の氏名	所 在 地 番	地 目		面 積 m ²	所有権以外の使用収益権が 設 定 さ れ て い る 場 合		市街化区域・市街化調整区 域・その他の区域の別
		登記 簿	現 況		権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	
計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)		

改める。○

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の農地法施行細則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(六)の項中

和 田 堀 公 園 第 二 駐 車 場				を			
一				一箇所一月			
七十八万六千八百円							
に							
和 田 堀 公 園 第 二 駐 車 場							
一				一箇所一月			
七十八万六千八百円							
に							
高 井 戸 公 園 駐 車 場							
一				一箇所一月			
八十六万一千百円							

改める。

別表第五 一の部(三)の項中「及び井の頭恩賜公園」を「井の頭恩賜公園及び高井戸公園」に改める。

附 則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

